

E i w a N e w s

年末調整について 他

令和元年 11 月
(No. 172)

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。
今回は、年末調整の留意点及び令和2年分から適用される源泉所得税に関連する改正事項についてご紹介いたします。

[1] 年末調整の留意点について

1. 年末調整を行う際の必要書類

- ①令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ②令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書
- ③令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄に配偶者の氏名を記載して給与等の支払者に提出し毎月の源泉徴収を受けている場合であっても、年末調整において「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出がなければ配偶者控除の適用を受けることができません。

2. マイナンバーについて

マイナンバー制度導入により、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に従業員本人、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載してもらう必要があります。ただし、給与支払者がマイナンバー等を記載した帳簿を備えている場合には、その従業員が提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」にはその帳簿に記載されている方のマイナンバーを記載する必要はありません。

3. 給与所得者のうち確定申告の対象となる者について

給与所得者のうち、住宅ローン控除の適用を初めて受ける方、医療費控除の適用を受ける方、寄付金控除（ふるさと納税等）の適用を受ける方、2カ所以上の会社から給与を受けている方、収入が2,000万円を超える方等は、確定申告が必要になります。

[2] 令和2年分から適用される源泉所得税に関連する改正事項について（来年1月からの適用となりますのでご注意ください。）

1. 給与所得控除の改正

給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。

そして、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。

2. 基礎控除の改正

基礎控除額が10万円引き上げられました。

そして、合計所得金額が2,400万円を超える所得者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減します。また、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用はできないこととされます。

3. 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設等

1. 及び2. の改正に伴い、「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が新設されました。年末調整において基礎控除又は所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

なお、確定版の様式については、令和元年12月末頃に国税庁のホームページに掲載される予定です。

4. 合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられました。

5. 住宅借入金等特別控除の改正

消費税等の税率が10%である住宅の取得等をした場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間が10年間から13年間に改正されました。

6. 年末調整手続きの電子化に関する届出

従業員からデータにより控除申告書の提出を受けるためには、所轄税務署長に「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。

7. 「単身児童扶養者」について（住民税）

令和2年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」に「単身児童扶養者」の欄が追加されました。

「単身児童扶養者」とは、その年分の所得の見積額が48万円以下の児童について児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父又は母のうち、婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない者のことをいいます。

単身児童扶養者に該当する場合は、児童扶養手当証書の番号や当該児童のその年分の所得の見積額を記載します。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願い申し上げます。